平成 20年 5月 20日

生活保護制度との関係について

生活保護と公的年金の役割の違い

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

〇基準: 最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

〇給付:就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

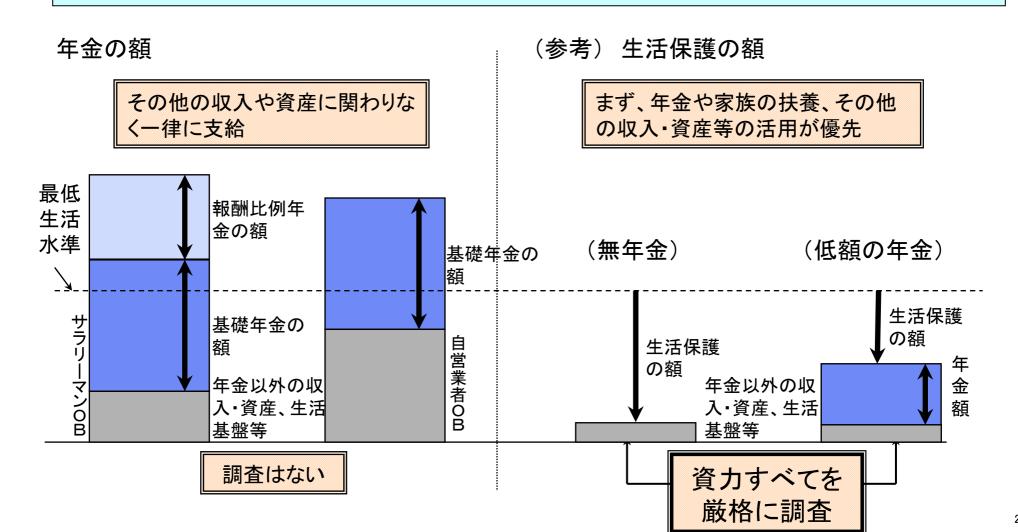
資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

- ⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの
 - 〇水準:現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。
 - 〇給付:他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金給付の考え方

基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。また、受給時の個々の生活状況に関わりなく、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。



基礎年金月額と生活扶助基準額

- 〇基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- ○生活保護と公的年金の役割が異なることから、 生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意
 - ◇ 基礎年金月額 66,008円 (夫婦合計:132,016円) (平成20年度月額)

◇ 生活	扶助基準額	(平成20年	(平成20年度月額、単位:円)		
世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参 考> 2級地-1 [県庁所在地等]		
単身	65歳	62, 640 ~ 80, 820	73, 540		
夫	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47, 250 ~ 60, 970	55, 480		
婦	夫婦合計額	94, 500 ~ 121, 940	110, 960		

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

厚生労働省社会・援護局保護課

被保護高齢者(65歳以上)の年金受給状況

	被保護人員	65歳以上 被保護人員(A)	うち年金受給者 (B)	年金受給率(B/A)	年金受給者1人あたり 年金受給額
	人	人	人	%	円(月額)
平成10年	946, 994	319, 820	172, 940	54. 1	44, 212
平成11年	1,004,472	350, 450	178, 470	50.9	44, 885
平成12年	1, 072, 241	372, 340	186, 770	50. 2	45, 601
平成13年	1, 148, 088	411, 200	201, 800	49. 1	45, 521
平成14年	1, 242, 723	449, 250	216, 380	48. 2	45, 672
平成15年	1, 344, 327	491, 680	232, 280	47.2	45, 847
平成16年	1, 423, 388	527, 310	248, 920	47. 2	45, 758
平成17年	1, 475, 838	556, 380	262, 320	47. 1	45, 918
平成18年	1, 513, 892	588, 130	275, 140	46.8	46, 144

資料:福祉行政報告例、被保護者全国一斉調査(個別、各年7月1日時点の抽出調査(10分の1))

	被保護世帯数(A)	高齢者世帯数(B) (B/A)	単身世帯数 (C) (C/A)	男性世帯数(D) (D/A)	女性世帯数(E) (E/A)	
平成11年	677, 910	313, 4 10	276, 530	86, 090	190, 440	
	(100%)	(46. 2%)	(40. 8%)	(12. 7%)	(28. 1%)	
平成12年	719, 200	330, 880	292, 800	94, 740	198, 060	
	(100%)	(46. 0%)	(40. 7%)	(13. 2%)	(27. 5%)	
平成13年	767, 870	362, 350	317, 45 0	106, 020	211, 430	
	(100%)	(47. 2%)	(41. 3%)	(13. 8%)	(27. 5%)	
平成14年	838, 550	398, 200	351, 700	122, 000	229, 700	
	(100%)	(47. 5%)	(41. 9%)	(14. 5%)	(27. 4%)	
平成15年	908, 790	433, 720	380, 610	134, 740	245 , 8 70	
	(100%)	(47. 7%)	(41. 9%)	(14. 8%)	(27. 1%)	
平成16年	970, 640	465, 160	409, 340	148, 200	261, 140	
	(100%)	(47. 9%)	(42. 2%)	(15. 3%)	(26. 9%)	
平成 1 7 年	1, 015, 830	438, 030	391, 060	158, 230	232, 830	
	(100%)	(43. 1%)	(38. 5%)	(15. 6%)	(22. 9%)	
平成18年	1, 050, 650	470, 090	419, 260	172, 790	246, 470	
	(100%)	(44. 7%)	(39. 9%)	(16. 4%)	(23. 5%)	

注) 高齢者世帯とは、男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上) の者のみで構成されている世帯か、 これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

資料:被保護者全国一斉調査(個別、各年7月1日時点の抽出調査(10分の1))

生活保護制度の概要

- 〇 生活保護制度の目的
 - 〇 最低生活の保障
 - ⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
 - 〇自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、 保護に優先される。

能力等)

◇保護の開始時に調査

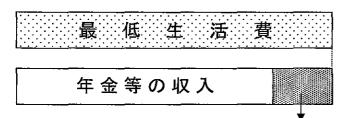
◇保護適用後にも届出を義務付け

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- 稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- 扶養義務者からの扶養

等

②支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族に よる援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定 するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

支給される保護費

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導



(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状

況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養